

これからの社会教育委員の会での取組内容(案)と課題への対応について

1 社会教育委員の会の目的

～社会教育法第十七条(社会教育委員の職務)の基本に立ち返って取り組む～

(1) 社会教育に関する諸計画の企画立案

次期「米子市教育振興基本計画」の改定作業(令和8年度見込み)において、社会教育委員の意見も反映していく。その準備段階としての研修等の実施。

(例)

- ・国や県の動向、方針等についての情報提供、研修
- ・現行の米子市教育振興基本計画の内容理解
- ・他自治体の視察、合同研修会の開催

(2) 教育委員会への答申・意見を述べること

事業計画や結果の説明に対しての意見

(3) 必要な研究調査

米子市の事業、取組に参加することによる現状・ニーズの把握

2 社会教育委員の会・研修等への出席率の向上

(1) 社会教育委員の会：出席しやすい曜日・時間帯とする

(2) 研修や事業：社会教育関係行事一覧の配布と個別の募集要項等の情報提供

3 事業、取組への意見反映

次年度予算編成(10月)に間に合う時期での開催

(案) 年3回の場合 5月：年度始め、振り返り

10月：次年度予算案提出前

2月：次年度予算承認後

4 委員同士の議論の場の設定

(1) 事務局説明の時間は必要最小限とし、委員の発言・議論に重きを置く

(2) 会議とは別に研修会や視察を設定する

5 社会教育委員の会の体制強化

より広い分野から意見を得るため、社会教育委員の増員を図る

6 社会教育、社会教育委員についての広報、周知

市民に広く「社会教育」の意義や「社会教育委員」の役割について知ってもらうため、様々な方法で広報、周知に取り組む。